

平成二十三年五月十三日受領
答弁第一五九号

内閣衆質一七七第一五九号

平成二十三年五月十三日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する再質問に対する
答弁書

一について

シー・シェパードを含む反捕鯨団体による妨害行為に対し、妨害行為を予防するための船舶の派遣、放水設備の改善等、調査捕鯨船団の自衛措置の強化に対する支援措置を講じたところである。

二について

お尋ねの調査捕鯨船に乗船した海上保安官の態勢及び海上保安官の乗船による効果については、今後の調査捕鯨船団及びその乗組員の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

他国が行う捜査の見通しについては、政府としてお答えすべき立場にはないが、豪州連邦警察による捜査が、シー・シェパードによる不法な妨害行為の防止につながることを期待している。

四について

シー・シェパードによる南極海鯨類捕獲調査へのこれまでの妨害行為は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為に該当するとは考えていない。

五について

鯨肉の生産量及び輸入量並びに流通在庫量から推定される国内の鯨肉の消費量は、近年では、平成十八年までは増加傾向で推移し、平成十九年以降は減少しているが、その原因は明らかではない。なお、お尋ねの「今後の調査捕鯨への影響」の趣旨が必ずしも明らかではないが、我が国の調査捕鯨は、鯨資源の適正な利用と管理問題の解決に必要な科学的知見を収集することを目的として行われており、そのために必要な頭数を捕獲することとしている。